

役員等に関する報酬・費用弁償等規程

役員等に関する報酬・費用弁償等規程

第1条 この規程は、公益社団法人日本フィランソロピー協会の常勤役員の報酬並びにその他の役員・顧問の費用弁償等について定め、適正な報酬及び費用弁償を図ることを目的とする。

第2条 常勤役員とは、役員の内、当協会を主たる勤務場所とする者をいい、常勤役員には報酬を支給する。ただし、常勤役員の内、職員兼役員には職員としての給与を支払うことが出来る。

2. 監事を除く常勤役員の報酬は、社員総会で定められた役員報酬基準に基づき、協会の収支状況を勘案し、理事会で決定する。
3. 常勤役員には、出張規程に準じ旅費(宿泊費を含む)、交通費等を支給する。
4. 監事の報酬は社員総会において定められた役員報酬基準に基づき、監事の協議により決定する。

第3条 その他の役員・顧問には、その地位にあることのみに基づいては報酬を支給しない。

2. 前項にかかわらず、常勤役員に準ずる役務の提供に対しては、前条に準ずるものとする。
3. 費用弁償の額は、必要とした実費の範囲内で支払うものとする。

第4条 常勤役員及びその他の役員・顧問の報酬及び費用弁償等の支払方法については、この規程に定めるほか、就業規則を準用する。

第5条 役員報酬基準の内、1号、2号、3号は主として第3条2項に該当する場合であり、4、5号は第2条に該当する場合である。いずれの場合も年数・職務の軽重を勘案して報酬額を決定する。

第6条 監事を除く役員基本報酬額（本給）の月額は、次のとおりとし、理事会で決定する。

- | | |
|----------|--------------------|
| 一 理事長 | 報酬基準の第4号から第5号までの範囲 |
| 二 その他の役員 | 報酬基準の第1号から第4号までの範囲 |

第7条 監事を除く役員には役員基本報酬額（本給）以外に、賞与（年2回）を支給するが、その額は以下の基準により理事会で決定する。

- 一 理事長 役員基本報酬額（本給）の2.0ヶ月分までの範囲
- 二 その他の役員 役員基本報酬額（本給）の2.0ヶ月分までの範囲
2. 通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は就業規則に準ずる。

第8条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする

役員報酬基準

号	月 額 報 酬
1	100,000円
2	200,000円
3	400,000円
4	600,000円
5	800,000円

附則

この規定は、公益社団法人日本フィランソロピー協会の設立登記があった日から施行する。

制定： 平成17年11月18日

改訂： 平成19年 3月27日

改訂： 平成19年12月17日

改訂： 令和 5年 7月 1日